

⑧皆さんのご意見を伺います～パブリック・コメント手続制度～

「パブリック・コメント手続制度」は、市の主要な施策や事業の立案を行う際に、素案を広く公開し、意見や情報をできる限り反映させるという制度です。

このたび、「第5期 高齢者福祉計画 介護保険事業計画」、「笠間市第2期障害者計画・第3期障害福祉計画」、「健康都市かさま宣言（案）」の策定に当たり、広く皆さんのご意見・ご提言を受け付けるため「パブリック・コメント手続制度」を行います。

実施期間中は、ホームページ、市役所本所・各支所、各公民館、各図書館で素案を閲覧できます。
意見の提出方法 氏名・住所を明記し、直接または郵送、FAX、Eメールで提出してください。
書式は任意です。

【①「第5期 高齢者福祉計画 介護保険事業計画（案）」】

案件名 第5期 高齢者福祉計画 介護保険事業計画（案）

要旨

本計画は、ますます高齢化が進展する中で、高齢者が心身の健康を維持しながら自らの有する能力を最大限に生かし、住み慣れた地域で活力ある生活を送ることができるような長寿社会の実現を目的とした計画です。

「共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり」を基本理念に掲げた第4期計画が平成23年度で終了することを受け、第3期計画策定時に定めた、平成26年度までの目標を達成する仕上げの計画として、新たに策定するものです。

「支えあい安心できる生活」、「生きがいに満ちた生活」、「元気あふれる生活」「充実した介護を受けられる生活」を基本目標とし、要介護状態への予防や自立した生活を送るための生活支援、認知症の高齢者や家族への支援、安心した在宅療養ができるよう医療との連携、地域で安心して暮らせるような環境づくり、高齢者が真に必要なとする介護サービスを受けられるよう適正な介護保険制度の運営等、本市の高齢者保健福祉施策および介護保険事業に関する基本的考え方や目指すべき取組みを、総合的かつ体系的に整理し、高齢者福祉や介護の課題に対応するため策定するものです。

実施期間（意見提出期間） 12月27日（火）～平成24年1月16日（月）

問・提出先 〒309-1792 笠間市中央3-2-1 高齢福祉課（内線175）

FAX 0296-78-0612 Eメール info@city.kasama.lg.jp

【②「笠間市第2期障害者計画・第3期障害福祉計画（案）」】

案件名 笠間市第2期障害者計画・第3期障害福祉計画（案）

要旨

笠間市では、福祉サービスを充実させ「支えあい 自分らしく暮らせるまちづくり」を進めるため、障害者基本法に基づく『笠間市障害者計画』を策定し、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図っていきます。さらに、障がいのあるすべての人の地域における自立した生活を支えるため、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、『笠間市障害福祉計画』も策定し、障がい者施策の充実を図っていきます。

平成23年度をもって「笠間市障害者計画」の計画期間が終了することから、施策や事業の進捗状況等の確認を実施し、これまでの流れを踏まえつつ、平成24年度からの「笠間市第2期障害者計画」（平成24～29年度）を策定します。

また、本計画の下位計画にあたる「笠間市第2期障害福祉計画」についても平成23年度をもって計画期間が終了するため、サービス提供体制の確保などを目指した「笠間市第3期障害福祉計画」（平成24～26年度）を策定します。

実施期間（意見提出期間） 平成24年1月5日（木）～1月25日（水）

問・提出先 〒309-1792 笠間市中央3-2-1 社会福祉課（内線155）

FAX 0296-78-0612 Eメール info@city.kasama.lg.jp

④ページ 「申」は申し込み先、「問」は問い合わせ先の略です。

⑬水道メーター検針にご協力を

平成24年1月10日（火）～20日（金）に検針員が水道メーター検針にお伺いします。
○メーターボックスの上に物を置いたり、車を停めたりしないでください。

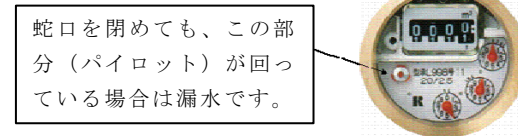
○メーターボックスの中は、いつもきれいにしておいてください。

○犬を飼っている方は、メーターボックス付近から離してつないでください。

宅内漏水にご注意を

メーター検針時に漏水が発見されることがあります。漏水を見つけるためには家庭内の蛇口等をすべて閉めて、水道メーター〔下図参照〕を確認することをお勧めします。

漏水を発見したときは、笠間市指定給水装置工事事業者に修理を依頼し、水道課へ1月23日（月）までに連絡してください。



※長期間の外出を予定される方は、急な漏水に備えるため、メーターボックス内のバルブを閉めてお出かけください。

水道の工事について

漏水修理工事ならびに給水工事を行う際は、笠間市指定給水装置工事事業者以外の方は、工事を認めていませんので、ご注意ください。

※笠間市指定給水装置工事事業者については水道課へお問い合わせください。

水道は届出制です

水道の使用を開始または中止する場合には事前（3日前まで）に届出が必要になります。

中止の届出がない場合、水道を使用しない期間も基本料金が発生しますので、ご注意ください。

☆市外に引っ越すときや、長期間留守等で一時的に止めたいとき→中止届

☆市内に転居するとき→現在使用している場所の中止届および新たに使用する場所の開始届

問 水道課（内線71232・71233）

ご利用ください！笠間市立病院 平日夜間初期救急診療
祝日・年末年始を除く、月曜日～金曜日：19時～22時・日曜日：9時～17時 ⑦ページ

⑭非木造の冷蔵庫用倉庫に対する固定資産税のお知らせ

固定資産評価基準の改正により、平成24年度から非木造の冷蔵庫用倉庫について評価額の計算方法が変更されます。

冷蔵庫用倉庫は、これまで一般の倉庫と同じ扱いでしたが、平成24年度からは、一般の倉庫と比べて、家屋の評価額が早く減少する計算が適用されることとなりますので、下記の要件すべてに該当する冷蔵庫用倉庫を所有している方は、税務課税制資産担当までご連絡をお願いします。後日、実地調査を行います。

冷蔵庫用倉庫の要件

1. 建物の構造が非木造（鉄筋コンクリート造、鉄骨造、軽量鉄骨造、コンクリートブロック造等）であること。
2. 保管温度が常に摂氏10℃以下に保たれている倉庫であること。
3. 1棟の建物内に工場や作業所等の冷蔵庫用倉庫以外で使用している部分がある場合は、延べ床面積の50%以上を冷蔵庫用倉庫として使用していること。
4. 建物自体に冷蔵機能があること。（建物の中にプレハブ式冷蔵庫や業務用の大型冷蔵庫を設置しているものは該当しません）

問 税務課（内線110・111）

⑮「第6回♪みんなの音楽祭♪」を開催

歌や楽器演奏、ダンスなど音楽を通して、障がいのある人もない人も一緒に楽しめる「みんなの音楽祭」を開催します。皆さん、お問い合わせの上、ご来場ください。

また当日、参加者の誘導、機材出し入れなどのお手伝いをしていただくボランティアを募集しています。平成24年1月6日（金）までにお申し込みください。

日時 平成24年1月21日（土）

午後0時45分～4時

会場 笠間公民館 大ホール

※入場無料

内容 合唱、演奏、ダンス等

発表団体 市内の障害者（児）団体、福祉施設、在宅障害者（児）等

申・問 笠間支所福祉課（内線72131）